

庄原二次交通アクセス改善事業 WEB・印刷物デザイン作成業務委託
公募仕様書

1 業務名

庄原二次交通アクセス改善事業 WEB・印刷物デザイン作成業務

2 業務の趣旨

本市の交通拠点である「備後庄原駅（庄原バスセンター）」や宿泊施設・観光施設等から各地の観光スポットへの二次交通アクセスとしてレンタサイクル拠点の整備をするうえで、庄原のサイクリング啓蒙を含めた、ウェブサイトのページデザインや各種印刷物のデザインを行う。また、上記デザインを作成する為の取材を行う。

3 業務委託期間

委託締結日から令和3年9月24日（金）まで

4 業務内容

■デザイン製作

1) ネーミング・ロゴ作成

2) サイクリングマップデザイン作成

デザイン企画：A3 両面 A3→A6 蛇腹+2つ折り

3) ポスターデザイン

デザイン企画：B2

4) WEB ページのデザイン（取材記事・画像含む）

デザイン・HTML：基本構造 トップページ1ページ・モデルコース5ページ

システム構築実装：ブロック CMS 構築実装 トップページモジュール実装

※取材：2日間 モデル起用

5 納品

1) 印刷物の納品先は、一般社団法人庄原観光推進機構とする。

2) 印刷入稿データ（JPEG、PDF、イラストレーター）を（SDカード、CDまたはDVDなど記録メディアに格納）を納品すること。

6 協議及び実績報告

1) 本業務の適正な履行を確保するため、随時、協議を行うこと。

2) 委託業務完了日までに、事業実績報告書（様式は任意）を提出し、委

託者の検査を受けること。

7 著作権の譲渡等

1) 今回の業務において新たに著作権が発生するものについては、その制作に係る経費及び著作権の譲渡に係る費用等も見積価格に含めるものとする。

2) 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、本条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に（一社）庄原観光推進機構（以下、「当機構」という。）に譲渡する。

3) 前項に関し、次のいずれかの者に制作物に係る著作権が帰属している場合には、受託者はあらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

①受託者の従業員

②本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員。

4) 当機構は、制作物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該制作物の内容を受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の承諾なく自由に公表することができる。

5) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合において、当機構が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、当機構は、制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。